

鳥取県微小粒子状物質に係る注意喚起等実施要領

平成25年3月21日策定

一部改正 平成25年10月2日、平成26年4月1日、平成27年5月11日、
平成28年4月25日、平成30年9月10日

令和2年3月6日最終改正
鳥取県生活環境部環境立県推進課

1 目的

大気中の微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）濃度が、国が示した注意喚起のための暫定指針値を超過すると予想される場合等に、県民の健康被害を未然に防止するため、県民への注意喚起を行う。

また、PM2.5濃度の急な上昇が認められた際に、随時の情報提供を行い、県民のより一層の安心安全な生活に役立てていただく。

2 実施機関

鳥取県生活環境部環境立県推進課

3 常時監視体制

大気汚染防止法第22条の規定に基づく県内のPM2.5の常時監視地点は下表に示すとおりである。

表1) 県内のPM2.5常時監視体制

測定地点名	所在地
鳥取県庁西町分庁舎局	鳥取市西町一丁目401
倉吉保健所局	倉吉市東巖城2
米子保健所局	米子市東福原1-1-45
境港市誠道町局	境港市誠道町225-1

4 注意喚起の基準

(1) 午前中の早めの時間帯の判断

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が国暫定指針値を超過すると予想される場合等に、県内全域を対象範囲として注意喚起を行う。なお、注意喚起実施後に濃度が低下した場合においても、注意喚起の解除情報は発信しない。

表2) 午前中の早めの時間帯の判断基準

(単位：マイクログラム／立方メートル)

区分	内容	判断基準 (5時から7時までの1時間 値の平均値の県内最大値)
1 情報提供	環境基準を超過する予想	32超
2 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超
3 警戒情報	国暫定指針値を超過する予想	85超

環境基準：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準 日平均値35マイクログラム／立方メートル

国暫定指針値：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準 日平均値70マイクログラム／立方メートル

(2) 午後からの活動に備えた判断

午前5時から12時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が国暫定指針値を超過すると予想される場合等に、県内全域を対象範囲として注意喚起を行う。なお、注意喚起実施後に濃度が低下した場合においても、注意喚起の解除情報は発信しない。

表3) 午後からの活動に備えた判断基準

(単位：マイクログラム／立方メートル)

	区分	内容	判断基準 (5時から12時までの1時間値の平均値の県内最大値)
1	注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超
2	警戒情報	国暫定指針値を超過する予想	80超

5 随時情報提供「お知らせ」の基準

4-(1)の判断基準以下であった日の午前、また4-(1)及び(2)の判断基準以下であった日の午後を対象として、PM2.5濃度の急な上昇が認められた際に、PM2.5の濃度状況を「お知らせ」として情報発信する。なお、「お知らせ」発信後に濃度の低下を確認しても新たな情報は発信しない。

表4) 「お知らせ」の判断基準

区分	判断基準
お知らせ	① 県内の2局以上で、1時間値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過 ② ①のほか、1局でも1時間値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過し、濃度上昇推移等から必要があると認められる場合。

6 注意喚起の方法

注意喚起時には、表5に掲げる方法により県民への注意喚起を行うとともに、市町村大気環境行政担当課及び表6に掲げる関係機関へ情報を伝達し、注意喚起等への協力を依頼する。(別紙参照)

なお、報道機関への資料提供及び関係機関へのファクシミリについては、別紙様式によることとする。

また、随時情報提供「お知らせ」は、あんしんトリピーメール及び県公式Twitterにより情報発信を行う。

表5) 情報伝達の方法

伝達方法	対象	備考
あんしんトリピーメール	一般県民	発信区分「生活・健康情報」※1
県ホームページ	一般県民	専用サイト「鳥取県の大気環境の状況」※2
県公式Twitter	一般県民	県公式アカウント「鳥取県_大気環境情報」※3
報道資料提供	一般県民、報道機関	県政記者室への資料提供
関係機関へのファクシミリ	市町村、関係機関	事前登録されたあて先への一斉送信(BizFAX)

※1 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=102363>

※2 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

※3 <http://twitter.com/mizutaiki>

表6) 関係機関

区分	関係機関 (※)
県関係機関等	令和新時代創造本部広報課、危機管理局危機対策・情報課、 <u>子育て・人財局総合教育推進課</u> 、 <u>子育て・人財局子育て王国課</u> 、 <u>子育て・人財局家庭支援課</u> 、 <u>福祉保健部子ども発達支援課</u> 、 <u>福祉保健部健康政策課</u> 、 <u>福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課</u> 、 <u>教育委員会事務局体育保健課</u> 、生活環境部衛生環境研究所、各総合事務所生活環境局及び <u>福祉保健局</u> 、鳥取市市民生活部環境局及び鳥取市保健所健康支援課
その他の関係機関	<u>国立大学法人鳥取大学附属学校部</u> 、鳥取地方気象台、公益社団法人鳥取県医師会、一般社団法人鳥取県東部医師会、公益社団法人鳥取県中部医師会、公益社団法人鳥取県西部医師会

※下線の関係機関に対しては、それぞれが所管する施設又は関係する機関等へ情報伝達するよう依頼する。下線のない関係機関に対しては、通常業務の範囲内で県民等からの問い合わせに対応するよう依頼する。

PM2.5 注意喚起等情報伝達ルート

